

鳥取大学大学院医学系研究科博士前期及び修士課程の学位論文

審査等取扱要項

平成6年4月1日

鳥取大学医学部規則第9号

(目的)

第1 鳥取大学学位規則(昭和35年鳥取大学規則第3号)及び鳥取大学大学院医学系研究科規(平成2年鳥取大学医学部規則第1号)第12条第3項の規定に基づき、博士前期課程及び修士課程の学位論文(以下「論文」という。)審査等の取扱いは、この要項の定めるところによる。

(論文の提出)

第2 論文を提出できる者は、博士前期課程又は修士課程に1年以上在学し、所定の研究倫理教育を受講し、課程修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者で、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

第3 論文の審査を受けようとする者は、2年次末までに審査を終了するよう論文審査願と論文2部を添えて指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

(審査の方法)

第4 研究科長は、受理した論文の審査を審査委員会に付託する。

第5 審査委員会は論文を審査する。

(審査委員会)

第6 審査委員会の委員は、各専攻長が、主査1名、副主査2名以上の教員を研究科長に推薦のうえ、医学系研究科大学院委員会(以下「大学院委員会」という。)で承認を得るものとする。

(最終試験)

第7 最終試験は論文審査が終了した後、論文を中心としこれに関連する科目について、審査委員会は口頭又は筆答により行う。

(報告)

第8 主査は論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に報告する。

(論文審査及び最終試験結果の判定)

第9 研究科長は前号の報告に基づき、大学院委員会において、学位授与の可否の判定を行う。

(学位授与決定の報告)

第10 研究科長は、前条の規定により大学院委員会において学位授与を決定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(その他)

第11 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、大学院委員会の議を経て別に定める。

附 則

この要項は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年2月21日鳥取大学医学部規則第2号)

この要項は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月4日鳥取大学医学部規則第19号)

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月3日鳥取大学医学部規則第4号)

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 （平成 21 年 2 月 19 日鳥取大学医学部規則第 4 号）

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 （平成 31 年 1 月 23 日鳥取大学医学部規則第 2 号）

この取扱要項は、平成 31 年 1 月 23 日から施行し、改正後の鳥取大学大学院医学系研究科博士前期及び修士課程の学位論文審査等取扱要項の規定は、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 3 年 1 月 19 日鳥取大学医学部規則第 2 号）

この要項は、令和 3 年 1 月 19 日から施行する。